# 小山田軽費老人ホームB型 重要事項説明書

2024. 4

## 1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人青山里会				
経営主体名	社会福祉法人青山里会				
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1				
代表者氏名	近藤 辰比古				
電 話 番 号	0 5 9 - 3 2 8 - 2 1 7 7				

## 2. 利用施設の概要

施設の名称	小山田軽費老人ホームB型
施設長名	竹尾 英
開設年月日	昭和54年10月1日
施設の所在地	三重県四日市市山田町5496-1
電 話 番 号	$0\ 5\ 9-3\ 2\ 8-2\ 5\ 1\ 3$
F A X 番 号	$0\ 5\ 9-3\ 2\ 8-2\ 6\ 1\ 3$
	延床面積 1,487.31㎡
	構 造 鉄筋コンクリート4階建(耐火構造)
	居室 (個室 42室 20.15㎡)、(二人室 4室 31.00㎡)
	(各室ともウォッシュレット付きトイレ、洗面台、押入れ、エアコン、
	ナースコール、スプリンクラー)
	定 員 50名
	主な共用施設・設備…談話室、浴室(男・女各1)、洗濯室
	静養室、サロン、特殊浴室、エレベーター等
損害賠償責任保険加入先	社会福祉施設総合損害補償団体契約

## 3. 事業の目的と運営の方針

	軽費老人ホームは、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる高
事業の目的	齢者の方に入居していただき、日常生活上必要な支援を行うことによって、安
	心して生活を送ることを目指すことを目的とします。
	サービスの提供にあたっては、利用者の方の意思や人格を尊重し、常にその
	方の立場に立って支援してまいります。
施設運営の方針	また、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村や居宅サービス等その他
	の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して適切なサービスの提供に努めま
	す。

## 4. 入居対象者

当施設は日常生活全般において自立した状態の方を入居対象としていることから、職員による日常生活の継続におけるお世話、介護はいたしません。心身の状態により、日常生活継続において、何らかの支援が必要となった場合や、他の入居者の生活に支障を与える場合、施設管理上の安全が保てない場合には、退居対象となります。ただし、必要に応じて外部の介護サービスを利用し(係る費用は入居者負担)、日常生活が維持できる場合はこの限りではありませんが、その場合でも夜間の対応が必要な場合や食材管理を含む自炊が不可能、配食サービス利用が不十分となった場合は退居対象となります。

## 5. 施設サービスの概要

種類	内容
食事	<ul><li>・ 食事は、原則自炊となります。</li><li>・ ただし、疾病等により自炊して食事を行うことが出来なくなった場合など、 条件を満たせば希望により食事サービスを利用することが出来ます。</li><li>※食事サービスの料金は別紙参照</li></ul>
入浴	<ul> <li>入浴日 週に3日以上の機会を設けます。</li> <li>入浴時間 12:30~17:00         <ul> <li>(都合により時間を変更することがあります)</li> </ul> </li> <li>一人で入浴することが困難な場合は、訪問介護サービスなどの援助を受けながら利用することができます。</li> <li>訪問介護サービスなどによる介助での入浴時間は、原則として午前中になります。</li> </ul>
健康管理	健康の保持のため、健康診断を年2回受けて頂きます。 軽費老人ホームでは、看護職員が健康管理を行っています。 緊急時は、医療機関へ受診していただきます。 協力医療機関 (夜間を含む) 小山田記念温泉病院
相談及び援助	当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便	当施設では、利用者からの要望等を考慮し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等の事業を行います。

## 6. 利用料

#### 月額利用料金

- ① 基本利用料(部屋代)と使用料の電気・水道・燃料代を当施設が指定する口座にお支払い頂きます。
- ② 利用料金は、国の定める基準に改正もしくは変更が生じた時、その定めに従い改定いたします。
- ③ 利用料は、収入に関係なく一律にお支払い頂きます。
- ④ 付加的サービスに要した場合は、基本利用料以外に費用をお支払い頂きます。

## 請求・支払い

- ・ 「当月の利用料」及び「前月の光熱水費」を、当月分として請求いたします。
- ・ お支払い方法は、法人が指定する金融機関から毎月27日に口座振替させて頂きます。

## 7. 職員体制

職種	人数(配置基準)	備考(勤務時間)
施設長	1人	08:30から17:00
管理を行う職員	常勤1人以上	08:15から17:15
その他職員	実情に応じた適当数	

・ 夜間体制…17:15~翌08:15 宿直者1名体制(ナースコール対応)介護職員と、法人内他施設の介護職員とで、365日 宿直を行っています。

#### 8. 個人情報の取り扱いについて

当施設は、「個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途 以外には決して使用しません。ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要 がある場合等であって利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の了解を得ることなく、必 要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

## 9. 情報開示について

当施設は、利用者または連帯保証人からの書面請求に従って、利用者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは連帯保証人でない方(他の家族等)からの請求につきましては、ご本人の了解を得てからとなります。

## 10. 苦情相談窓口

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者: 内田 知美 (ソーシャルワーカー)

ご利用時間:月~金曜日 9時00分~17時00分

お問合せ先: 電話 059-328-2513 (※お越しいただく前にご一報下さい。)

◎青山里会第三者委員(福祉サービスに関する「苦情解決事業」)

①田中 紘美 評議員 連絡先:090-7034-6372 ②藤井 由紀子 評議員 連絡先:059-331-7089

◎行政機関等への苦情申立先

・三重県医療保健部長寿介護課 施設サービス班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号: 059-224-2262

受付時間:8時30分~17時00分(土日、祝日を除く)

・三重県福祉サービス運営適正化委員会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

電話番号:059-224-8111

#### 11. 事故発生時及び緊急時等の対応

利用者に事故が発生した場合は、状況に応じ協力医療機関において速やかに救急治療あるいは救急入院が受けられるよう努めます。

利用者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、利用者の主治医又は協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるように努めます。

## 12. 非常災害時対策

非常時の対応	「社会福祉法人青山里会消防計画」に基づき対処いたします。							
平常時の訓練等	「施設消防計画」に基づき年2回							
	設備名称 有無 設備名称 有無							
	スプリンクラー	有	防火扉	有				
	避難階段	有	屋内消化栓	有				
防災設備	自動火災報知器	有	非常通報装置	有				
	誘導灯	有	漏電火災報知器	無				
	消火器	有	自家発電設備	無				

## 13. 当施設のご利用に際し留意していただく事項

	①施設設備を除く生活に必要な物品類(家具、カーテン、日用品等)は入居者でご用意ください。
入居について	②荷物を搬入された日を入居日とします。
	   ③入居日が属する月の日数で除して同月の入居日以降の日数を乗じた額をお支払い
	頂きます(電気代を除く)。なお、円未満の端数は四捨五入とします。
	①都合により退居される場合には、1ヶ月前に申し出て頂きます。
	②退居時には、居室の清掃及び床・壁・器具等について、利用者のご負担において原
	状に回復して頂きます。
	③荷物の搬出、処分に係る費用の他、器物等の破損についての修理、取替えにかかる
退居について	費用は利用者のご負担となります。
区内について	④退居時は荷物をすべて搬出した状態で明け渡しとなります。荷物をすべて運び出し
	た日を退居日とします。
	⑤退居における利用料金について、退居日が属する月の日数で除して同月の入居日数
	を乗じた額をお支払い頂きます(電気代、食事代を除く)。なお、円未満の端数は
	四捨五入とします。
	外出・外泊は自由ですが、必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出て下さい。玄関の施
外出・外泊	錠は午後8時です。なお、出入りの管理はいたしませんので、外出に係る事故や行方
	不明などについて施設は責を負いません。
ー 来訪・宿泊	利用者の来訪者は、来訪した際、来訪者用紙に氏名等をご記入いただきます。
	来訪者が宿泊される場合には、施設長に承認を得て下さい。
設備・器具の	施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご
利用	利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
	騒音等他のご入居者の迷惑になる行為や、他の入居者、職員に対する暴力暴言、セク
迷惑行為等	ハラなど施設の秩序等を乱すような行為は禁止とし、改善されない場合は退居勧告の
	対象となります。
	   受動喫煙の防止や火災防止の観点から、全館(居室内を含む)におきまして喫煙は
喫煙について	禁止です。施設が指定した所定の場所のみ喫煙可能です。
	WE CAN WELL OF THE CANAL THE CANAL
	指定場所外での喫煙や火気の使用など火災の原因となる行為は厳禁です。防炎カーテ
防災について	ンを使用し、故障や経年劣化した電気器具の使用はしないでください。また、防災訓
191961C 24 · C	練 (避難訓練) への参加協力をお願いします。
	居室内は整理整頓し非常時に円滑な避難・救助活動ができるようにしてください。
貴重品・所持品	   ご自身または保証人、公的制度利用等による管理となります。施設は紛失、破損の責
の管理	は負いません。
動物の飼育	原則的に、動物の飼育は禁止しています。

## 14. 保証人について

保証人は以下のことについて対応するものとします。

- ・連帯保証人としての債務・・・利用料金、損害賠償その他入居者の債務(極度額600,000円)
- ・身元引受人としての責務・・・入院、退居、死亡時等の諸手続きや入居者の身柄引き取り
- ・入居者の体調不良時や救急時の受診駆付け対応
- ・その他入居者の生活に必要な事項で対応が必要なもの

### 15. 居室等の原状回復義務における特約事項について

甲と乙の契約期間の終了又は解除がなされた場合には、乙及び連帯保証人は〔別表1〕に示す特約事項 に準じ、居室を原状に復して明け渡すものとする。

### [特約の理由]

本施設は、通常の賃貸物件と異なり、利用料に居室修繕費を含んでいないことから、通常損耗を含む原状回復費用負担を別途請求する必要があるため。

# 重要事項説明同意書

小			費老長	《人才	トーム B st		长						
	刑	巴克又	文文		竹尾	英	様						
私	は、	書	が面に	_基~	づき重要!	事項に~	ついての	説明を	受け、	施設の利用	用開始	おに同意いた	しました。
								ľ	重要	事項説明和		、ホームB型	
									職	名			
									氏	名			印
			年		月	日							
[	利	ij	用	者	1								
				住	所								
				氏	名							印	
[	連	丰井	保証	E人	1								
				住	所								
				氏	名							印	
				続	柄								
				連約	各先								
					兄等によ!		ができな	いため	、利用	者本人の意	意思を	・確認のうえ	、私が利用者に代わ
ľ	署名	行	行者	新 】 住	所								

印

氏 名

続 柄

## 居室の原状回復に関わる特約事項

(別表1)

	<del></del>		1 ##	4 000 TI
押入襖張替(片	山 /		1 枚	4,000 円
障子張替			1枚	3,500 円
床クッションフロ	ア張替	一人部屋	17 m²	51,000円
(トイレ部含む)		二人部屋	25 m²	75,000 円
壁塗装		一人部屋	42 m²	54,600 円
(トイレ部含む)		二人部屋	45 m²	58,500 円
	一人部屋		1式	28,000 円
清掃費	二人部屋		1式	32,000 円

<sup>※</sup> 金額は税抜き表示です。

<sup>※ &</sup>lt;u>その他、養生費、残材処分費、諸経費に加えて、汚損、破損、滅失等の修繕が必要な</u>場合には別途修繕費用がかかる場合があります。